

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 8 年度
計画主体	安来市

## 安来市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 農林水産部農林振興課  
所在地 安来市伯太町東母里 5 8 0 番地  
電話番号 0 8 5 4 - 2 3 - 3 3 3 5  
F A X 番号 0 8 5 4 - 2 3 - 3 3 8 2  
メールアドレス shinkou@city.yasugi.shimane.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	①イノシシ②ニホンジカ③ヌートリア④その他の獣類 ⑤ニホンザル⑥カラス類⑦サギ類⑧その他の鳥類⑨ツキノワグマ
計画期間	令和8年度～10年度
対象地域	島根県安来市全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和6年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
①イノシシ	水稻、野菜、果樹	868.3万円 4.65ha
②ニホンジカ	果樹、造林木	— —ha
③ヌートリア	水稻、野菜、果樹	21.3万円 0.15ha
④その他の獣類	野菜、果樹	35万円 0.07ha
⑤ニホンザル	野菜、果樹	— —ha
⑥カラス類	野菜、果樹	115.8万円 0.20ha
⑦サギ類	水稻	57.6万円 0.41ha
⑧その他の鳥類	花木、魚(アユ・ドジョウ等)	— —ha
⑨ツキノワグマ	野菜、果樹	— —ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>①イノシシ</p> <p>被害のほとんどを占めるイノシシについては、被害面積は減少している状況にあるが、出没数は依然多く被害地域の拡大も見られる。水稻を中心とした食害や掘り起こし等の被害が多く確認されている。被害の多くは従来から被害の多い中山間地域からとなっているが、平野部での被害も増加傾向となっている。</p> <p>②ニホンジカ</p> <p>農作物への被害報告は無いものの、令和6年度に造林地での食害が確認され、年間数件の出没情報・捕獲実績がある。今後更に山林、特に造林木等への被害が懸念される。</p> <p>③ヌートリア</p> <p>ヌートリアは、中海及び飯梨川、伯太川水系の下～中流域において田植え後の水稻・野菜の被害が発生しており、近年は上流域に被害・生息とも拡大傾向にある。</p>
--

- ④その他の獣類（タヌキ、キツネ、イタチ等）  
 タヌキ、キツネ、イタチ等の小型獣は中山間地での農作物被害だけでなく、平野部での住宅侵入も発生し、生活環境に係る被害の拡大が懸念される。
- ⑤ニホンザル  
 群れからはぐれた個体が市街地、住宅地で年に数件の目撃情報があり、人身事故や今後の生息範囲の拡大に注意が必要である。
- ⑥、⑦、⑧カラス類、サギ類、その他の鳥類（カワウ、ヒヨドリ等）  
 鳥害については、サギ類の被害は減少傾向にあるが、カラス類による果樹、野菜への被害が拡大傾向にある。その他鳥類の糞尿による生活環境への影響も懸念される。
- ⑨ツキノワグマ  
 近年、中山間地を中心に目撃が報告されている。農作物被害の報告はないが、集落や農地など人の生活圏でも出没しており、人身事故や農作物等への被害が懸念される。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。  
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標（現状値 \* 90%）

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
被害金額	1,098万円	989万円
イノシシ	868.3万円	782万円
ヌートリア	21.3万円	19万円
その他の獣類	35万円	32万円
カラス類	115.8万円	104万円
サギ類	57.6万円	52万円
被害面積	5.48ha	4.94ha
イノシシ	4.65ha	4.19ha
ヌートリア	0.15ha	0.14ha
その他の獣類	0.07ha	0.06ha
カラス類	0.20ha	0.18ha
サギ類	0.41ha	0.37ha

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	①安来市猟友会への捕獲委託、イノシシ・ニホンジカ捕獲に対する補助により捕獲活動を支援 ②安来市鳥獣被害防止対策協議会（以下「協議会」という。）による捕獲機材の整備及び狩猟免許取得に係る経費の助成 ③捕獲した個体の多くは現地において埋設処理	猟友会駆除班の高齢化、担い手不足 機材の管理、老朽化した機材更新の費用確保 埋設に係る時間、労力等の負担 食肉利用など有効活用の取組、関係団体との連携強化
防護柵の設置等に関する取組	①市による防護柵の購入費用に対する補助	効果的な設置を行うための広域的な取組の推進 鳥獣を寄せ付けない環境や適切な防護柵の設置・管理について正しい知識の普及
生息環境管理その他の取組	①被害防止対策に関する知識・技術の普及 ②研修会において、生息環境を変えるための緩衝帯や未収穫作物の撤去などを学習	鳥獣の習性を踏まえた被害防止対策の普及 繁茂木竹の除去や農地での残滓撤去の推進

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>鳥獣による農林水産業に係る被害防止のための施策を推進し、農林水産業の発展及び地域の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>被害防止のため、集落を単位とした対策を基本とし、捕獲に関する取組、ジビエ活用に関する取組、防止柵の設置に関する取組及び生息環境管理に関する取組の4点から総合的に対策を行う。</p> <p>○捕獲に関する取組</p> <p>安来市猟友会や関係団体と連携し有害鳥獣の捕獲を引き続き実施する。</p>
---

また、新規狩猟者の養成と既存狩猟者の技術向上を目的に研修会を行い、効果的に捕獲対応できる体制の整備を図る。

協議会を中心に各種交付金等を活用し捕獲機材の整備を行うとともに、ICT 機器や GIS 等を活用し、捕獲やわなの見回り等の効率化を図る。

捕獲個体の処理について、必要に応じて集合理施設の導入について検討する。

#### ○ジビエ活用に関する取組

食肉利用等、捕獲個体の有効活用を図るため、既存の処理加工施設の充実化支援を行うとともに、近隣市町村の処理加工施設との連携強化を図る。

#### ○防護柵の設置に関する取組

被害多発集落においては、侵入防止柵の設置を積極的に推進する。設置にあたっては各種交付金等を活用し広域的・組織的な体制の確立を目指し、集落において効率的な設置及び侵入防止柵等の適切な管理を行う。要望のある集落については必要に応じて協議し、地域の特性に合った被害防止対策を検討する。

関係機関と連携し、集落営農組織や団体等に効果的な防護柵の設置等に関する研修会を行い、被害の軽減を図る。

#### ○生息環境管理に関する取組

被害多発集落を中心に鳥獣を集落に近づけないための里地・里山の整備・管理等に関する啓発活動を行う。

未収穫農作物や放任果樹の除去など環境整備に努めるよう周知を行い、必要に応じて各種交付金等の活用を検討する。

#### ○その他

本計画の対象鳥獣以外の鳥獣についても、被害が発生した場合は、速やかに捕獲や被害防止対策を実施する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。  
(ICT (情報通信技術) 機器や GIS (地理情報システム) の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

##### ○イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、その他の獣類

安来市猟友会駆除班により対象鳥獣の捕獲を行う。また、地域の協力を得ながら設置檻の見回りを強化するなど効率的な捕獲に努める。

##### ○ニホンザル、ツキノワグマ

安来市猟友会駆除班員の中から安来市猟友会長に推薦された者及び市職員で構成する安来市鳥獣被害対策実施隊 (以下「実施隊」という。) により、人命等に危険が及ぶ恐れのある時の緊急対応、捕獲活動、捕獲技術の向上、被害防止施策の普及啓発活動に取り組む。また、緊急銃猟の実施及び対象鳥

獣の捕獲等を推進する上で状況に応じて捕獲従事者にライフル銃を所持させる。

○カラス類、サギ類、その他の鳥類

安来市猟友会駆除班により対象鳥獣の捕獲を行う。また、電気事故防止のため、電気事業者等が捕獲者として、電気施設において、雛・卵を手取りにより捕獲を行う。自己所有地内での被害の場合は、自ら捕獲者として、雛・卵を手取りにより捕獲を行う。

○その他

緊急時の迅速に対応するため、行政・警察・猟友会による連絡体制を構築し、被害・出没状況の詳細情報収集・共有に努める。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8年度 ～10年度	イノシシ ニホンジカ ヌートリア その他の獣類 ニホンザル	協議会を中心に各種交付金等を活用し捕獲機材の導入を進め、捕獲の効率化を図るとともに新規狩猟者の養成と既存狩猟者の技術向上を図る。 イノシシ及びニホンジカについては各種交付金等を活用し捕獲奨励金を設け、捕獲者の意欲向上を図る。捕獲個体の流用防止のため、捕獲個体の確認方法については、別に定め徹底する。
	カラス類 サギ類 その他の鳥類	農業者等が自ら忌避、追払い等の活動を実施し、特に必要がある場合は駆除班による捕獲を行う。 協議会を中心に新規狩猟者の養成と既存狩猟者の技術向上を図る。

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

<p>捕獲計画数等の設定の考え方</p> <p>近年の捕獲頭数の推移状況、農林水産物への被害状況や被害防止対策の実施状況など総合的に勘案し、生態系に大きな影響が及ばないような捕獲計画数とする。</p> <p>特に被害が拡大しているイノシシ、ヌートリアは積極的な捕獲を行う。</p> <p>ツキノワグマについては、島根県第二種特定鳥獣管理計画に基づき対応するため、捕獲目標は設定しない。</p>
--

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	8年度	9年度	10年度
①イノシシ	1,000頭	1,000頭	1,000頭
②ニホンジカ	10頭	10頭	10頭
③ヌートリア	150頭	150頭	150頭
④その他の獣類			
タヌキ	5頭	5頭	5頭
キツネ	20頭	20頭	20頭
アナグマ	50頭	50頭	50頭
⑤ニホンザル	3頭	3頭	3頭
⑥カラス類	150羽	150羽	150羽
⑦サギ類	15羽	15羽	15羽
⑧その他の鳥類	20羽	20羽	20羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

<p>捕獲等の取組内容</p> <p>①、②イノシシ、ニホンジカ 安来市猟友会駆除班による箱わな等のわなを中心に捕獲を行い、必要に応じて銃器による捕獲を行う。捕獲実施時期については狩猟期を除く期間を原則とする。なお、被害の増加している地域では狩猟期にも積極的な捕獲を行う。</p> <p>③ヌートリア 河川流域や農地周辺において、箱わなによる捕獲を実施する。捕獲実施時期については狩猟期を除く期間を原則とする。なお、被害の増加している地域では狩猟期にも積極的な捕獲を行う。</p> <p>④その他の獣類 農地や民家周辺において、箱わなによる捕獲を実施する。捕獲実施時期については狩猟期を除く期間を原則とする。なお、被害の増加している地域では狩猟期にも積極的な捕獲を行う。</p>
---

⑤ニホンザル

花火等による追い払いを中心とするが、住宅地等の出没により人的被害が懸念される場合はネット等による捕獲を行う。

⑥、⑦、⑧カラス類、サギ類、その他の鳥類

主に銃器による捕獲を行うが、銃器による捕獲が困難な地域では追い払いを積極的に行うとともに、大型箱わな等による捕獲を行う。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

本計画の対象鳥獣は、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカと比較的大型の獣類であり、捕獲活動において、わな又はライフル銃以外の猟銃での捕獲が困難な場合や被害が発生し続ける場合、長距離でも威力のあるライフル銃等を使用した効率的な捕獲活動を実施する。

捕獲従事者の捕獲技術向上に努め、銃刀法等の関係法令を遵守して行う。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容					
	8年度		9年度		10年度	
イノシシ	ワイヤーメッシュ		ワイヤーメッシュ		ワイヤーメッシュ	
ニホンジカ	5 km		5 km		5 km	
ヌートリア	トタン	1 km	トタン	1 km	トタン	1 km
その他の獣類	電気柵	5 km	電気柵	5 km	電気柵	5 km
	防護ネット	1 km	防護ネット	1 km	防護ネット	1 km

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。  
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ ニホンジカ ヌートリア その他の獣類	<p>効果的な設置方法や維持管理について、研修会等により適切な指導を行う。</p> <p>個人での設置に加え、集团的（集落的）な設置ができるよう各種交付金等の活用について検討する。</p> <p>市報等を活用した広報に努める。</p>		

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
8年度 ～10年度	全般	<p>地域住民を対象とした研修会等を開催し、地域ぐるみの被害防止対策を啓発・推進する。</p> <p>草刈り等の環境整備や放置果樹等の除去等についての啓発を行い、集落単位・営農組織単位での取組の喚起を行う。</p> <p>鳥類に対しては防護網や爆音機等の設置を推進する。</p>
	ツキノワグマ	<p>関係機関と協力し、クマに関する学習会等を開催するとともに、市報等を活用し情報提供を行う。</p> <p>目撃情報を行政告知端末等で住民に周知し、注意喚起を行う。</p> <p>各種交付金等を活用し、放任果樹の除去・緩衝帯の整備など、人の生活圏に近づけない対策を検討する。</p>

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する

知識の普及等について記入する。

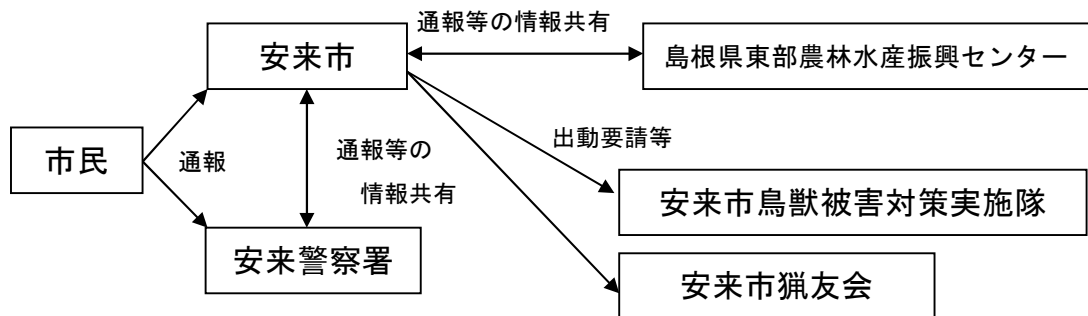
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
安来市	関係機関との連絡調整 学校等への周知、有線放送等による住民周知・注意喚起 捕獲許可、駆除班等への指示
島根県東部農林水産振興センター	有害鳥獣の防除・捕獲体制に関する助言 麻酔等の技術支援
安来警察署	情報提供や現場での広報、避難誘導等
安来市鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の捕獲、緊急銃猟を含む緊急時の対応
安来市猟友会	対象鳥獣の捕獲

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。  
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、環境に配慮し適切に埋設処理等、鳥獣保護管理法に基づき適切に処理を行うこととするが、イノシシに関しては食肉利用などの有効利用を図る。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	既存の処理加工施設を活用して、捕獲個体の有効利用を進めるとともに、関係機関との連携強化を図る。また、安心安全なジビエの活用に向け、豚熱感染区域内のジビエ活用における検査料の補助等、必要な対策を検討する。
ペットフード	該当無し
皮革	該当無し
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	該当無し

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

<p>食肉利用等、捕獲個体の有効活用を図るため各種交付金等を活用し、既存の処理加工施設の充実化支援を行うとともに、近隣市町村の処理加工施設との連携強化を図る。</p> <p>【年間処理計画頭数】現状（R6年度）70頭／年 目標 100頭／年</p> <p>【運営体制】処理加工施設運営者</p> <p>【安全性の確保】食品衛生に関する関係法令等の遵守を徹底させるとともに、他の処理加工施設の取組等、食品の安全に関する情報の共有を図る。</p>
---

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

<p>イノシシ肉等の食品利用を推進する人材育成のため、近隣市町村の処理加工施設への視察や食肉加工グループの研修会等への参加を促す。</p>
---

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

## 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	安来市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
安来市	事務局の運営、関係機関との連絡調整
安来市猟友会	有害鳥獣の捕獲体制に関する助言
鳥獣保護管理員	鳥獣に関する専門知識の提供及び助言
島根県農業共済組合東部支所	被害情報の提供及び助言
島根県農業共同組合 やすぎ地区本部	営農活動における鳥獣被害対策に関する助言
安来農林振興協議会	営農活動における被害状況の把握と確認
島根森林管理署	国有林施業管理者としての提言及び助言
安来市鳥獣被害対策実施隊	鳥獣の捕獲に関する助言
ひろせマタギ倶楽部	捕獲個体の有効利用に関する助言

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
島根県東部農林水産振興センター	有害鳥獣対策に係る情報提供、助言及び支援

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

安来市猟友会駆除班員の中から安来市猟友会長に推薦された者及び市職員30名以内で構成し、鳥獣の捕獲、保護、防護柵の設置その他の鳥獣被害防止施策を行う。
--

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

協議会を中心に狩猟免許取得者を増やすための支援を行い、担い手確保と体制強化に努め、地域ぐるみの取り組みを推進する。

市街地におけるツキノワグマの出没対応については、「市街地出没時対応マニュアル」によりの確に対応する。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害対策実施隊の体制強化と担い手確保のため、特に銃の狩猟免許取得の促進及び技術向上に努める。

鳥獣被害防止に効果のある新技術や対策全般にかかる ICT 機器や GIS 等の先進的な取り組みについて、検討や試行を進める。

近年、ニホンジカの目撃・捕獲数が増加傾向にある。鳥根県第二種特定鳥獣管理計画に基づき、低密度の初期段階での捕獲を推進するとともに、広域的な被害対策を進めるため、近隣市町との連携や情報共有を図る。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。